

公益財団法人宮城県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人宮城県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県宮城郡利府町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生涯スポーツの推進、競技力の向上、スポーツ環境の整備を図り、広く県民がスポーツの価値を享受し、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技スポーツ推進事業
- (2) 生涯スポーツ推進事業
- (3) スポーツ環境整備事業
- (4) 施設管理・運営事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体等

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とすることができる。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体
- (2) 各市町村におけるスポーツを総合的に統括する市町村体育協会
- (3) 県を単位とする高等学校体育団体
- (4) 県を単位とする中学校体育団体

2 前項各号の一に該当する団体は、理事会において、理事の現在数の過半数の同意を得て加盟することができる。

(脱退)

第6条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して理事長に届けなければならない。

2 加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として

不適当と認められるときは、理事会において、理事の現在数の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(賛助会員)

第7条 この法人の事業目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。

(分担金等)

第8条 加盟団体は、理事会の決議により別に定める入会金及び分担金を納入するものとする。

2 賛助会員は、理事会の決議により別に定める会費を納入するものとする。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第9条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定める財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員12名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、随時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない

い。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、その評議員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第7章 役員等

(役員の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上18名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって法

人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。また、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 第27条第2項に定める理事長の再任は、2回までとする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

6 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によ

って解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第34条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第

114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第35条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第

115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会長)

第36条 この法人に、会長1名を置く。

2 会長は、評議員会の決議によって選任する。

3 会長は、この法人の儀礼的な行為を行うほか、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができるとともに、この法人の事業の執行に関し必要な助言を行うことができる。

4 会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 会長に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第39条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事会の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、理事の互選により選任する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第9章 宮城県スポーツ少年団

(宮城県スポーツ少年団)

第46条 この法人に、宮城県スポーツ少年団（以下「少年団」という。）を置く。

2 少年団は第4条第2号の事業、その他これに関連する事業を実施する。

3 少年団について必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 委員会

(専門委員会)

第47条 この法人に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は宮城県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は宮城県に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮城県内において発行される河北新報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得た上、理事長が任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局についてその他必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 伊東智男 吉村克夫 伊東昭代 青沼一民

菊池秀逸 千田文彦 加藤裕記 小玉一彦

監事 西條公美 佐々木榮一

4 この法人の最初の理事長は、伊東智男、専務理事は吉村克夫とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

三浦秀一 加藤秀郎 伊藤三男 平塚和彦

後藤佑哉 西川善久 本多弘子

附則

この定款は、この法人を吸収合併存続法人とし、公益財団法人宮城県体育協会を吸収合併消滅法人とした合併契約に伴い、当該合併契約の効力発生日から施行する。

附則

この定款は、令和7年6月13日から施行する。